

XI 鹿児島県立錦江湾高等学校同窓会

1 同窓会会則

理 念

母校を誇りに想い、自分に誇りを持つ
先輩は、先輩としての自覚を持ち後輩の手本となり後輩の支援をする
錦江湾高等学校同窓会会員は、社会に貢献できる真の大人を目指す

第一章 総 則

第1条 本会は、鹿児島県立錦江湾高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の繋がりを深め、母校と密接な連絡をとるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会の開催
- (2) 会員一人一人の人格向上のための会の開催
- (3) 母校の発展に寄与するための事業

第4条 本会は、本部を会長事務所に置く。会員は、同窓会理念に基づき支部を設けることができる。その場合、本部との連絡および協力を密にするものとする。

第二章 構 成

第5条 本会は、会員・客員・学外客員および特別会員（応援団）をもって構成する。

- (1) 会員は、錦江湾高等学校卒業生とする。
- (2) 客員は、錦江湾高等学校職員とする。
- (3) 学外客員は、錦江湾高等学校職員として在職した経験のある者とする。
- (4) 特別会員（応援団）は本会活動目的に賛同頂ける方。

第三章 役 員

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 名誉会長 1名（現学校長）
- (3) 副 会 長 5名以内
- (4) 卒業生職員 数名
- (5) 監 査 数名（外部監査含む）
- (6) 会 計 2名
- (7) 常任理事 8名以内
- (8) 理 事 各卒業年度から理事1名、副理事2名を基本とする
- (9) 幹 事 各卒業年度各学級から2名
- (10) 支 部 長 呼称は各支部に任せるものとする
- (11) 顧 問 数名

※ (1)・(3)・(4)・(6)・(7)を本部役員とする。

第7条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長および副会長は、理事会で候補者を推薦し総会の承認を得るものとする。
- (2) 常任理事は、理事の互選とする。
- (3) 理事は、各卒業年度の中から選出する。
- (4) 幹事は、各卒業年度の会員の中からクラスごとに選出する。
- (5) 監査・各会委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 名誉会長は、本会の諮問に応じる。
- (3) 副会長は、会長を補佐しまた会長がやむを得ず職務を遂行できない場合それを代行する。また、各委員会をそれぞれ統括する。
- (4) 卒業生職員は、母校と同窓会の連絡役となる。
- (5) 監査は、年1回会計監査を行い、総会に報告する。
- (6) 常任理事は、各委員会のリーダーとして会務をつかさどる。
- (7) 理事は、各委員会に所属し会務をつかさどる。
- (8) 幹事は、庶務ならびに会員への連絡をつかさどる。
- (9) 支部長は、各支部の会務をつかさどる。
- (10) 顧問は、会長の諮問に応じる